

福岡県公報

平成30年2月16日
第3967号

目次

告示 (第95号 - 第113号)

○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 1
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○道路の占用の制限	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等	(情報政策課) …………… 4
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課) …………… 4
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課) …………… 5
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課) …………… 5
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) …………… 5
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) …………… 6
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 6
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 6
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 6

公 告

○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課) …………… 7
○一般競争入札の実施	(県民情報広報課) …………… 8
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課) …………… 11
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課) …………… 12
○落札者等の公示	(総務事務厚生課) …………… 15
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 15
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 15
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 16

人事委員会

○福岡県 (警察官A (男性)・警察官A (女性)・警察官A (武道指導)・警察官B (男性)・警察官B (早期採用男性)・警察官B (女性)・警察官C) 採用試験の施行	(人事委員会事務局任用課) …………… 17
---	------------------------

再 掲

○土地区画整理事業の換地処分の完了届出	(都市計画課) …………… 23
---------------------	------------------

告 示

福岡県告示第95号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年2月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年2月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間

朝倉	500号	朝倉市馬田2415番1先から 朝倉市馬田2425番1先まで
----	------	----------------------------------

福岡県告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年2月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年2月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	八重亀菅野線 来春	朝倉市一木1046番1先から 朝倉市一木1030番1先まで

福岡県告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年2月16日

福岡県知事 小川 洋

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	500号	朝倉市馬田2415番1先から 朝倉市馬田2425番1先まで	朝倉県土整備事務所

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱

の更新又は移設によるものを除く。）。

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年2月16日

福岡県告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年2月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
福岡県道	猪野線	篠栗線	前	糟屋郡久山町大字猪野853番1先から 糟屋郡久山町大字久原243番1先まで	7.0 ～ 22.0	456.0	うち県道福岡直方線重用延長9.5メートル
			前	糟屋郡久山町大字猪野853番1先から 糟屋郡久山町大字久原243番1先まで	16.0 ～ 31.5	504.5	うち県道福岡直方線重用延長69.0メートル
			後	糟屋郡久山町大字猪野853番1先から 糟屋郡久山町大字久原243番1先まで	16.0 ～ 31.5	504.5	うち県道福岡直方線重用延長69.0メートル

福岡県告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年2月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成30年2月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	211号	嘉麻市小野谷55番7先から 嘉麻市小野谷62番1先まで

福岡県告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成30年2月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	高田川線	前	みやま市高田町舞鶴271番1先から みやま市山川町原町395番5先まで	4.6 ～ 9.4	258.0
			後	みやま市高田町舞鶴271番1先から みやま市山川町原町395番5先まで	10.0 ～ 16.1	255.0

福岡県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成30年2月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	本郷 基山線 停車場	前	三井郡大刀洗町大字高樋2475番2先から 小郡市吹上1020番1先まで	8.1 ～ 19.5	1,082.7
			後	三井郡大刀洗町大字高樋2475番2先から 小郡市吹上1020番1先まで	13.5 ～ 54.5	1,082.7

福岡県告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成30年2月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
			前	久留米市山本町豊田1355番3先から 久留米市善導寺町木塚157番1先まで	4.0 ～ 14.2	384.0

久留米	県道	豊田線 北野	前	久留米市山本町豊田1355番3先から 久留米市善導寺町木塚157番1先まで	10.0 ～ 13.4	384.0
			後	久留米市山本町豊田1355番3先から 久留米市善導寺町木塚157番1先まで	10.0 ～ 13.4	

福岡県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年2月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年2月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	豊田線 北野	久留米市山本町豊田1355番3先から 久留米市善導寺町木塚157番1先まで

福岡県告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年2月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

直方	県道	南良津宮田線	前	宮若市鶴田1115番1先から 宮若市鶴田1282番1先まで	10.3 ～ 17.0	326.3
			後	宮若市鶴田1115番1先から 宮若市鶴田1282番1先まで	10.6 ～ 17.0	

福岡県告示第105号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称、条項、当該使用の開始日及び対象手続を公示する。

平成30年2月16日

福岡県知事 小川 洋

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）	第3条第1項	平成30年3月15日	住宅宿泊事業届出書の提出
	第3条第4項		届出事項変更届出書の提出
	第3条第6項		廃業等届出書の提出
	第14条	平成30年6月15日	住宅宿泊事業者の報告の提出

福岡県告示第106号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成21年5月福岡県告示第857号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年2月16日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
桑の浦谷(3)	大野城市平野台一丁目、平野台三丁目、平野台四丁目、牛頸一丁目及び牛頸二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
中	大野城市中一丁目、中二丁目及び大字中（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第107号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成27年1月福岡県告示第13号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年2月16日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
桑の浦谷(3)	大野城市平野台一丁目、平野台三丁目、平野台四丁目、牛頸一丁目及び牛頸二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第108号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第300号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年2月16日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中	大野城市中一丁目、中二丁目及び大字中（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面2は省略し、その図面を大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第109号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年2月16日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
桑の浦谷(3)	大野城市平野台三丁目、平野台四丁目及び牛頸一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
中1	大野城市大字中及び中二丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中2	大野城市大字中及び中二丁目（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中3	大野城市大字中及び中二丁目（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から4までは省略し、その図面を大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第110号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年2月16日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中1	大野城市大字中及び中二丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
中2	大野城市大字中及び中二丁目（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり
中3	大野城市大字中及び中二丁目（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面4に記載する表のとおり

備考 別紙図面2から4までは省略し、その図面を大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年2月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	----	--------------	--------------

久留米	県道	佐賀線 八女	前	久留米市城島町大依253番7先から 久留米市三潴町清松470番2先まで	6.5 ～ 9.7	548.2
			後	久留米市城島町大依253番7先から 久留米市三潴町清松470番2先まで	6.5 ～ 9.7	548.2
			後	久留米市城島町大依253番7先から 久留米市三潴町清松470番2先まで	6.5 ～ 36.0	545.0

福岡県告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年2月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂	一般国道	385号	前	筑紫郡那珂川町大字別所1261番2先から 筑紫郡那珂川町道善五丁目60番1先まで	22.1 ～ 82.1	2,140.0
			後	筑紫郡那珂川町大字別所1261番2先から 筑紫郡那珂川町道善五丁目60番1先まで	22.1 ～ 82.1	2,140.0

福岡県告示第113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年2月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年2月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	385号	筑紫郡那珂川町後野一丁目97番4先から 筑紫郡那珂川町道善五丁目60番1先まで

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成30年2月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
平成30年度新聞定期広告「福岡県からのお知らせ」
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
 - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の

義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び個人住民税特別徴収税額決定通知書の写し
- ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ I S O9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成30年3月8日（木曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成31年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成31年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年2月16日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達役務の名称及び数量

平成30年度新聞定期広告「福岡県からのお知らせ」

朝日新聞・毎日新聞・読売新聞・西日本新聞 各6回

(2) 調達役務の特質等

入札説明書による。

(3) 契約の期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成30年3月30日（金）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種区分が13-06（広告宣伝）で、「AA」の等級に格付されているもの。

(2) 過去2年間に同種、同程度の業務実績を有するもの。

(3) (2)の同種、同程度とは次のとおりとする。

ア 同種の基準は、新聞（一般紙）広告とする。

イ 同程度の基準は、全5段以上の新聞広告を1回以上とする。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないもの。

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管

達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないもの。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3102

ファクス 092-632-5331

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

この公告の日から平成30年3月30日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成30年3月30日（金）午後5時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁総務部会議室（地下1階）

(2) 日時

平成30年4月3日(火) 午前10時00分

11 落札者がない場合の措置

開札をした場合において、落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、その他の場合は別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札書に記載をした入札金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（入札書に記載をした入札金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合（同種・同規模の契約とは「広告宣伝」業務に係る契約で、契約金額が入札書に記載をした入札金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した額の2割に相当する額以上のものをいう。次号において同じ。）

(2) 契約保証金

契約金額（この号において、「契約金額」とは、入札書に記載した入札金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した額とする。）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を

提出する場合

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ

ジ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載している。

- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature of the service required: Handing of Fukuoka Prefectural Government's newspaper advertising in the Asahi Shimbun, the Mainichi Shimbun, the Yomiuri Shimbun, the Nishinippon Shimbun (6times in a year; April, June, August, October, December, February) .
- (2) Time Limit of Tender : 5:00 p.m. on March 30,2018.
- (3) Contact Point for the Notice: Public Affairs Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan. TEL 092-643-3102

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成30年2月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
福岡県警察遺失物管理システム用ソフトウェア等機器賃貸借
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一

定の期間を定めて競争入札を参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び個人住民税特別徴収税額決定通知書の写し
- ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
 - チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
 - ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
 - テ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成30年3月6日（火曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成31年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成31年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年2月16日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

福岡県警察遺失物管理システム用ソフトウェア等機器賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成30年8月1日から平成35年7月31日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）掲載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成30年3月28日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA、A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2243

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成30年2月16日（金曜日）から平成30年3月27日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成30年3月28日（水曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期

限内必着)で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室(地下1階北側)

(2) 日時

平成30年3月29日(木曜日)午後4時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所で行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額(税込み)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額(税込み)の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額(税込み)の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ

ジ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載している。

- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A lease contract for a computer system that is going to be used for Lost and Found administration/management by the Fukuoka Prefectural Police
- (2) Time Limit of Tender
5:45 PM on March 28, 2018
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan
Tel 092-641-4141 (Ext.2243)

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年2月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称
人事給与システムのメンテナンス業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成30年1月4日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

T I S株式会社 産業事業本部 流通サービスビジネス事業部 九州支社

(2) 住所

福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

45,394,560円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年2月16日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
田川郡赤村大字赤	平成29年11月10日から 平成30年3月15日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年2月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
2 級基準点測量
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
田川郡添田町大字落合	平成30年2月5日から 平成30年2月16日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年2月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
3 級基準点測量
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
鞍手郡鞍手町大字猪倉	平成30年1月31日から 平成30年3月23日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年2月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
春日市小倉東二丁目45番1及び45番2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号

社会福祉法人 どんご会

理事長 高堀 愛香

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年2月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福津市福岡南一丁目357番2、357番5、357番6、357番13から357番20まで、384番9、384番10及び384番11並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区草香江二丁目7番1号
株式会社三愛不動産
代表取締役 川上 虎志路

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年2月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市大崎字後原745番2、745番9、749番3及び749番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市寺福童302番地1 プレアデス小郡II 403号
岩重 太兵

人事委員会

公告

福岡県（警察官A（男性）・警察官A（女性）・警察官A（武道指導）・警察官B（男性）・警察官B（早期採用男性）・警察官B（女性）・警察官C）採用試験を別表のとおり施行する。

平成30年2月16日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

平成30年度福岡県警察官採用試験

回数	試験の種類 試験区分	受験資格	試験日		試験種目	試験地	合格発表		受付期間	申込用紙等の配布場所	試験の申込先	試験の特例等	その他
							発表日	発表の方法					
第181回	警察官A (男性)	昭和63年4月2日以降に生まれた男性で、大学の卒業者又は大学を平成31年3月までに卒業見込みの者	第1次	5月13日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次	6月中旬	平成30年4月2日から平成30年4月23日まで なお、郵送による申込みは、平成30年4月23日までの消印のあるものに限る。	①福岡県警察本部警務課 ②福岡県内の各警察署 ③東京、大阪の各福岡県事務所	福岡県警察本部警務課	特例① 第181回警察官A(男性・女性)と第183回警察官Cにおいて、それぞれの受験資格を有する者は、双方の受験の申込みを行い、受験することができる。この場合、共通する試験種目の試験結果を兼用することができる。	これらの問い合わせは、福岡県警察本部警務課に行うこと。 各試験の詳細については、別に試験案内を交付する。
				5月6月 下上旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市							
			第2次	6月7月 下上旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	8月上旬					
	警察官A (女性)	昭和63年4月2日以降に生まれた女性で、大学の卒業者又は大学を平成31年3月までに卒業見込みの者	第1次	5月13日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次	6月中旬					
				5月6月 下上旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市							
			第2次	6月7月 下上旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	8月上旬					
警察官A (武道指導)	次のいずれにも該当する者 ①昭和63年4月2日以降に生まれた者で、大学の卒業者又は大学を平成31年3月までに卒業見込みの者 ②受験申込日現在、柔道又は剣道の段位が3段以上の者で、全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者	第1次	5月13日	教養試験 論文試験 体力検査 実技試験 人物試験 身体測定	福岡市	第1次	6月中旬						
			第2次	6月7月 下上旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査			福岡市	最終	8月上旬			

第 182 回	警察官B (早期採用男性)	昭和63年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた男性 ただし、大学の卒業者又は大学を平成31年3月までに卒業見込みの者及び受験申込日現在、高等学校に在学中の者を除く。	第1次	5月13日	教養試験 作文試験	福岡市	第1次	6月中旬
			第2次	5月6月下旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市	最終	8月上旬
第 183 回	警察官C 経済学 (英語) 語学 (北京語) 語学 (韓国・朝鮮語) 情報工学	昭和63年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者又は平成9年4月2日以降に生まれた者で大学の卒業者又は大学を平成31年3月までに卒業見込みの者	第1次	5月13日	教養試験 専門試験 論文試験	福岡市	第1次	6月中旬
			第2次	5月6月下旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市	最終	8月上旬
第	警察官A (男性)	昭和63年4月2日以降に生まれた男性で、大学の卒業者又は大学を平成31年3月までに卒業見込みの者	第1次	9月16日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次	10月下旬
			第2次	10月10月上旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市	最終	12月下旬

平成30年8月10日から平成30年8月31日まで
なお、郵送による申込みは、平成30年8月31日までの消印のあるものに限る。

ことができる。
なお、第1次試験については、同県の警察官採用試験の実施時期及び方法による。

第 回 184	警察官A (女性)	昭和63年4月2日以降に生まれた女性で、大学の卒業者又は大学を平成31年3月までに卒業見込みの者	第1次	9月16日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次	10月下旬
				1010月月上中旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市		
			第2次	1111月月上中旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	12月下旬
	警察官A (武道指導)	次のいずれにも該当する者 ①昭和63年4月2日以降に生まれた者で、大学の卒業者又は大学を平成31年3月までに卒業見込みの者 ②受験申込日現在、柔道又は剣道の段位が3段以上の者で、全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者	第1次	9月16日	教養試験 論文試験 体力検査 実技試験 人物試験 身体測定	福岡市	第1次	10月下旬
			第2次	1111月月上中旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	12月下旬
			第1次	9月16日	教養試験 論文試験 作文試験	福岡市	第1次	10月下旬
第 回 185	警察官B (男性)	昭和63年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた男性 ただし、大学の卒業者又は大学を平成31年3月までに卒業見込みの者を除く。	第1次	1010月月上中旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市		
			第2次	1111月月上中旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	12月下旬
			第1次	9月16日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次	10月下旬

回	警察官B (女性)	昭和63年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた女性 ただし、大学の卒業者又は大学を平成31年3月までに卒業見込みの者を除く。	第1次	9月16日	教養試験 作文試験	福岡市	第1次	10月下旬					
			第1次	1010月月上中旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市	第1次						
			第2次	1111月月上中旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	12月下旬					

- (注1) 地方公務員法第16条に該当する者及び日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることができない。
- (注2) 上表中「大学」とは、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）、防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校その他人事委員会が認めるものをいう。
- (注3) 第1次試験における「体力検査」、「人物試験」及び「身体測定」は、警察官A（武道指導）及び警察官Cを除き、教養試験において一定の基準を満たした者についてのみ実施する。
- (注4) 第1次試験における「論文試験」及び「作文試験」は、第2次試験で判定する。
- (注5) 上表中「柔道又は剣道の段位」とは、講道館又は全日本剣道連盟が認定する柔道又は剣道の段位をいう。
- (注6) 上表中「全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者」とは、次のいずれかの成績をあげた者をいう。

種別	競技会	成績	種別	競技会	成績
柔道	全国高校総合体育大会	個人・出場	剣道	全国高校総合体育大会	個人・出場
		団体・出場			団体・出場
	全日本ジュニア柔道体重別選手権大会	個人・出場		全国高校剣道選抜優勝大会	団体・出場
	国民体育大会	団体・出場		国民体育大会	団体・出場
	金鷲旗高校柔道大会	団体・8位以内		玉竜旗高校剣道大会	団体・16位以内
	高校柔道大会（九州、関東など）	個人・4位以内		高校剣道大会（九州、関東など）	個人・8位以内
	ジュニア柔道選手権大会（九州、関東など）	個人・4位以内		都道府県高校剣道大会	個人・8位以内
	都道府県高校柔道大会	個人・2位以内		全日本剣道選手権大会	個人・出場
	国際大会（全日本柔道連盟が全日本の強化選手を指名し、派遣する大会）	個人・出場		全日本学生剣道選手権大会	個人・32位以内
	全日本柔道選手権大会	個人・出場		全日本学生剣道優勝大会	団体・出場
	全日本選抜柔道体重別選手権大会	個人・出場		西（東）日本学生剣道大会	団体・16位以内
	講道館杯全日本柔道体重別選手権大会	個人・出場		学生剣道優勝大会（九州、関東など）	団体・16位以内
				学生剣道選手権大会（九州、関東など）	個人・16位以内

全日本学生柔道優勝大会	団体・16位以内
全日本学生柔道体重別選手権大会	個人・8位以内
全日本学生柔道体重別団体優勝大会	団体・16位以内
柔道選手権大会（九州、関東など）	個人・16位以内
学生柔道優勝大会（九州、関東など）	団体・4位以内
学生柔道体重別選手権大会（九州、関東など）	個人・4位以内

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第87号の2

筑後中央広域都市計画事業柳川駅東部土地区画整理事業の施行者である柳川市から、換地処分を完了した旨の届出が平成30年1月31日付けであったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により公告する。

平成30年2月2日

福岡県知事 小 川 洋